

[研究報告]

遺族補償年金の支給要件にみられる男女差についての一考察
—大阪地裁判決（平25年11月25日）と大阪高裁判決（平27年6月19日）を素材にして—

河谷 はるみ

【要 旨】

最近の社会保障関連立法における「性」の取り扱いについては、急激な変化が起きている。例えば、国民年金法（遺族基礎年金）や児童扶養手当法の改正により「夫」や「父」にも受給資格が付与されており、労災保険法の障害補償給付における性差別的障害等級も改正されている。遺族補償年金は、遺族の生活保障を目的とするものであるという点から、自活能力のない者を年金受給の要件としてきた。本論文で取り上げる裁判の争点は、「地方公務員災害補償法 32 条 1 項ただし書 1 号が、遺族補償年金の受給要件として、配偶者のうち夫についてのみ「60 歳以上」（同法附則 7 条の 2 第 2 項により、当分の間「55 歳以上」との要件を付加していることは、憲法 14 条 1 項に違反するか。」である。大阪地裁は「立法府の合理的な裁量に委ねられているとしても、憲法 14 条 1 項に違反するものと解するのが相当である。」と判断したが、大阪高裁は「憲法 14 条 1 項に違反するものではない。」と判断した。同じ事実関係で何故、地裁と高裁の判断が分かれたのか、両判決における立法事実の認定と評価から比較検討する。なお本件のような支給要件にみられる男女差については、合理性の基準と「厳格な」基準に基づき、憲法 14 条 1 項に違反するか否か、という判断枠組みで論理展開をすることが相当と考える。

キーワード：遺族補償年金 支給要件 立法事実 憲法 14 条 厳格な基準

I. はじめに

最近の社会保障関連立法における「性」の取り扱いについては、急激な変化が起きている。例えば、国民年金法（遺族基礎年金）や児童扶養手当法の改正により「夫」や「父」にも受給資格が付与されており、労災保険法の障害補償給付における性差別的障害等級も改正されている。

これまで遺族補償年金は、遺族の生活保障を目的とするものであるという点から、「自活能力のない者」を年金受給の要件としてきた。そこで遺族補償年金の支給要件にみられる男女差について、最近の判例を取り上げて、立法事実を確認する。同じ事実関係で何故、大阪地裁と大阪高裁の判断が分かれたのか、両判決における立法事実の認定と評価から比較検討していきたい。

II. 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件
（大阪地方裁判所（平成23年（行ウ）第178号）平成25年11月25日判決）

本件は、原告の妻（地方公務員）が、公務に因り精神障害を発症し、自殺したため、原告が被告である大阪府支部長（以下「処分行政庁」という。）に対して、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）に基づき、遺族補償年金、遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金の支給請求をしたところ、処分行政庁がいずれも不支給とする処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、原告が、被告に対し、本件各処分の取り消しを求めた事案である。争点は、「地公災法32条1項ただし書1号が、遺族補償年金の受給要件として、配偶者のうち夫についてのみ「60歳以上」（同法附則7条の2第2項により、当分の間「55歳以上」と

の要件（本件年齢要件）を付加していること（以下「本件区別」という。）は、憲法14条1項に違反するか。」である¹⁾。

原告は、遺族補償に係る権利の性質として「地公災法に定める遺族補償については、同法の制定時すでに労災保険法により、遺族補償一時金だけでなく、遺族補償年金制度が創設されていたことから、遺族補償年金の受給資格についても労災保険法と同じ制限が加えられており、本件で問題となっている本件年齢要件が設けられている。労災保険法の遺族補償給付の年金化（遺族補償年金）に伴い参考にしたと思われる厚生年金保険法においては、戦前の制度発足当初から、受給権者につき夫に年齢制限を加え、妻と差別的取扱いをする構成になっていた。遺族補償給付の年金化（遺族補償年金創設）に際して、単純に他の年金制度を参考にして夫と妻を差別したことは、災害補償制度に基づく支給金の損害補填という性格を無視したものである。損害補填とすれば、性別に違いを設ける合理性は何ら存在しないのであり、法制定当初から憲法14条に違反する性別による差別的取扱いに当たり、本件区別は憲法違反の制度であったといえる。」と主張した。また、仮に地公災法の立法目的が社会保障的側面を有するとしても、遺族補償年金の受給資格についての性別による差別的取扱いは、立法目的に照らし合理的関連性を有しないこと、そして遺族補償年金を誰に受給させるかという受給資格要件について区別を定める場合には、別途憲法14条の観点からの違憲性審査をクリアしなければならず、立法裁量の範囲は相当に限定されることを主張した。

これに対して被告らは、「地公災法32条1項に基づく遺族補償年金は、一般に独力で生計を維持することができる者、あるいは、死亡職員との間によるものとは別の生計維持関係を形成した者には、その生計維持関係をもって生活することを原則とし、そうでない者については、喪失した被扶養利益を補填する必要性を認めて支給するものとしたものである。そして、夫と妻について言えば、60歳未満の夫については独力で生計を維持することができ、他方、妻については一般的に就労が困難であり夫に扶養されていることが多いという社会的実態を踏まえ、上記受給資格者に喪失した被扶養利益を補填することとしたものである。」と主張した。

ここで注意すべき点は、地公災法32条1項は、受給資格要件につき、父母間、祖父母間、又は兄弟と姉妹の間においては区別を設けておらず、あくまで、妻と夫との間の自活能力の差異をいう社会的実態に鑑みて定型的差異を設けていることであり、単純に性別によって区別しているものではないということである。また被告らは「原告の主張は、社会保障に係る立法に関し、給付の対象とされた類型と、その対象とされなかった類型との差異を個別に取り上げ、それだけを比較して、当該立法が憲法14条1項に違反する旨主張するものというべきであるところ、かかる原告の主張は、社会保障立法における立法者の裁量権を極めて狭く解釈するものであり、最高裁57年判決（堀木訴訟）の示した判断基準に反する。」として、遺族補償に係る権利の性質に照らし、広範な立法裁量が認められることを主張した。この点において、原告は広範な立法裁量が認められるとは訴えていない。

大阪地方裁判所は認定事実、具体的には労基法、労災保険法及び国公災法の制定経緯、地公災法の制定経緯、地公災法32条1項の制定・改正経緯そして、社会情勢に関する各種統計等の認定事実と違憲審査基準から判断した。社会情勢に関する各種統計等からの判断は、立法当時と現在との事実関係の比較には有益であろう。違憲審査基準については、遺族補償年金の法的性質につき、一種の損害賠償制度の性格を有しながらも、同時に「一般に独力で生計を維持することができる者、あるいは、死亡職員との間によるものとは別の生計維持関係を形成した者は、その生計維持関係をもって生活することを原則とし、そうでない者については、喪失した被扶養利益を補填する必要性を認めて支給するものとしたものであり」社会保障的性質をも有するとして「そのような性質を有する遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており、本件区別が立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。」と判断した。この点も、立法当時の社会情勢や財政事情を考慮した判断と考える。判決文の結語

では「遺族補償年金の第一順位の受給権者である配偶者のうち、夫についてのみ60歳以上（当分の間55歳以上）との本件年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び同法附則7条の2第2項の規定は、憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効であるといわざるを得ない。」として、原告の請求を認容したのである。

Ⅲ. 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求控訴事件（大阪高等裁判所（平成25年（行コ）第211号）平成27年6月19日判決）

本件は、被控訴人の妻（地方公務員）が、公務により精神障害を発症し、自殺したため、被控訴人が地方公務員災害補償基金大阪府支部長（以下「処分行政庁」という。）に対し、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）32条1項に基づき、遺族補償年金の支給請求をするとともに、地公災法47条1項2号の福祉事業として支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金の支給請求をしたところ、処分行政庁から、いずれも不支給とする旨の決定（以下「本件各不支給決定」という。）を受けたため、上記処分の取消しを求める事案である。原審は、被控訴人の請求を全部認容し、本件各不支給決定を取り消したため、控訴人は、この判断を不服として控訴したのである。

争点は、「地公災法32条1項は、遺族補償年金の受給要件に関し、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた配偶者について、妻については、受給資格年齢を設けず、年齢を問わず遺族補償年金を受給できるものとして定めているのに対し、夫については、60歳以上（同法附則7条の2第2項により55歳以上）との年齢要件を定めており（以下「地公災法32条1項等の定める年齢要件」という。）、遺族補償年金の受給要件について妻と夫とを区別している（以下「本件区別」という。）。地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反するか。また、市民的及び政治的権利に関する国際規約26条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約3条に違反するか。」である²⁾。

被控訴人は、本件区別を設けた法令の違憲審査基準として「最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年

7月7日大法院判決・民集36巻7号1235号（以下「最高裁昭和57年判決」という。）は、社会保障制度の具体的な制度設計に関し立法府に広い裁量を認めた判例であるが、その基本的な性格が社会保障制度とは異なる法令について、立法府の広範な裁量を認めたものではない。」とし、仮に地公災法の定める遺族補償年金につき基本的に損害補償の性格を有する旨の上記の主張が認められないとしても、「憲法14条1項後段に列挙されている性別に基づく差別的取扱いを定める法令については、立法府に与えられた立法裁量は狭小であり、最高裁57年判決の示した広い立法裁量は認められない。そうすると、本件区別は、憲法14条1項後段に列挙された事由の一つである性別により遺族補償年金の受給要件について区別を設けるものであるから、上記のとおり厳格な合理性の基準に基づき、地公災法32条1項等が本件区別を設けていることについて、憲法14条1項に違反するか否かを判断すべきものである。」と主張した。

これに対して控訴人らは、地公災法の定める遺族補償は損害補償の性格と社会保障の性格を併有すること、地公災法の定める遺族補償年金は社会保障制度の性格を併有することを主張したうえで、本件区別を設けた法令の違憲審査基準について、「地公災法の定める遺族補償に関する法令につき憲法14条1項に違反するか否かの審査をするについては、最高裁昭和57年判決の判断枠組みが当てはまるものであり、憲法14条1項違反の問題を生じ得るのは、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをした場合にに限られるというべきである。」として、遺族補償年金の性格に照らし広範な立法裁量が認められることを主張した。

大阪高等裁判所は、災害補償の目的、労基法、労災保険法及び国公災法の制定経緯、地公災法の制定経緯、労災保険法及び国公災法における遺族補償等の年金化の事実を確認した上で、地公災法の定める遺族補償年金の性格について「地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するといふべきである。」と判断した。また争点のひとつである「地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは憲法14条1項

に違反するか。」については、「それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである場合に、憲法14条1項に違反することになると解される。」と判断した。今日における合理性については、「今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認めて、遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」とは認められないとして、「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということとはできない。」として、「本件区別は、合理性を欠くといえず、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということとはできない。」として「地公災法32条1項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、憲法14条1項に違反するものではなく、また、自由権規約26条及び社会権規約3条に違反するものでもないというべきであり、本件各不支給決定のうち、遺族補償年金に係る本件不支給決定が、被控訴人につき地公災法32条1項等の定める年齢要件を充たさないことを理由として上記不支給決定をしたことについて、違法はなく、また、遺族特別支給金等に係る本件不支給決定が、被控訴人につき遺族補償年金の受給権者に該当しないということも理由として上記不支給決定をしたことについても、違法はないというべきである。そうすると、処分行政庁が被控訴人に対してした本件各不支給決定に違法はないというべきであり、被控訴人が本件各不支給決定の取消しを求める請求は、いずれも理由がなく棄却すべきところ、これを認容した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人の請求をいずれも棄却する。」と結論づけた。

IV. 両判決における立法事実の認定と評価

大阪地裁と大阪高裁は、同じ事実関係で何故、裁判所の判断が分かれたのだろうか。また大阪高裁では、何故被控訴人の主張が採用されなかったのだろうか。そこで裁判の判断枠組みとして、大阪地裁は共働き世帯での男性と女性を比較したこと、大阪高

裁は専業主婦と主夫を比較したことに焦点を絞って考察していきたい。

大阪地裁は、立法にあたって基礎とされた社会状況の変化に着目して、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなった現在の社会情勢の下においてもなお、本件区別の合憲性を維持できるか否かについて検討している。つまり今日では、専業主婦世帯が一般的な家庭モデルであるということとはできず、共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているとその変化を認定している。事実認定の部分ではあるが、世帯が関係する社会保障制度の再検討が求められる点で意義があるように思われる³⁾。そして専業主夫の人数は、専業主婦の人数の約0.8%であり、これと専業主婦世帯とを比較して本件年齢要件の合理性の根拠とすることには無理があるとして、核家族化の進行、夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはないことから、本件年齢要件の合理性の根拠とはなり得ないとした。つまり、単独で生計を維持できるような職に転職したり、就労形態を変更したりすることの困難さは、一般に女性の就業形態、獲得賃金等について男性に比して恵まれていないことと同様、程度の差にすぎないというべきであるから、そうした差は共働き世帯について男女間で受給権の有無を分けるほどの異なる取扱いをすることの合理的根拠とはなり得ないとした⁴⁾のである。本判決のように、制定当時は合理性を有していた法律がその後の立法事実の変化によって合理性を失い今日では違憲であるという判断手法は、最高裁で近年使われている⁵⁾。

これに対して大阪高裁では、家事のみを行っている妻と家事のみを行っている夫、つまり専業主婦と主夫を比較して判断した。「平成22年度国勢調査における集計値について、20歳から59歳までの年齢階層につき家事のみしている妻（女性）と家事のみしている夫（男性）の人数をみると、妻は69万4,800人であるのに対し、夫は5万6,200人であり、家事のみしている妻の人数は、家事のみしている夫の人数の約123倍である。」ことから「専業主婦の世帯数は、専業主夫の世帯数よりはるかに多いことが認められ、これに照らせば、夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合はも

ちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は高いというべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して、著しく低いというべきである。」として「今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認めて、遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」とは認められないとして、「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということとはできない。」と判断した。このことから、大阪地裁は共働き世帯だけを抜き出して男性と女性を比較して「合理性を欠く」と判断をしたが、大阪高裁は今日における合理性を男女間の労働力率、非正規雇用の割合、賃金格差、専業主夫と専業主婦の世帯数、共働き世帯等まで拡大して判断をしたことは明らかである。

V. おわりに

本件のように、社会保障法と密接に関連する憲法の条文は25条以外にも少なくない。そして、憲法14条1項後段の「法の下での平等」が何を意味するか、その意義をどのように捉えるかについては諸説ある。しかし判例・通説は、差別的取扱いが合理的であるかぎり、違憲の問題は生じないとしている（もつとも、憲法14条1項後段の列举事由については、いわゆる厳格な審査基準が適用される）。社会保障法に関していえば、給付要件、給付内容の差における不合理な差別は、憲法14条1項の禁止するところであるが、その格差が合理的なものであれば許容される⁶⁾。

これまで遺族補償年金は、自活能力のない者を年金受給の要件としてきたが、立法府の合理的な裁量に委ねられているとしても、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である、と判断した大阪地裁判決は、今後同種の制度を有する国家公務員災害

補償法、労災保険法の遺族補償給付、そして厚生年金保険にも影響すると考える。また本件におけるような問題は、本来的には立法府においてきちんと対処すべきものだと考える⁷⁾。今日における社会情勢の変化と事実関係を十分踏まえたうえでもやはり、本件のような支給要件にみられる男女差については、大阪地裁判決のように、堀木訴訟（大法廷判決（最大判昭和57年7月7日））の「広範な立法裁量」論ではなく、合理性の基準の幅とともに「厳格な」基準に基づき、憲法14条1項に違反するか否か、という判断枠組みで論理展開をすることが相当と考える。

【脚注】

- 1) 第Ⅱ章の判決は、裁判所情報. 下級裁判例. 労働事件裁判例. 平成23(行ウ)178遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件（平成25年11月25日大阪地方裁判所）
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/814/083814_hanrei.pdf（参照日：2016（平成28）年4月12日）より引用。
- 2) 第Ⅲ章の判決は、裁判所情報. 労働事件裁判例. 平成25(行コ)211遺族補償年金等不支給決定処分取消請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成23年（行ウ）第178号平成27年6月19日大阪高等裁判所）
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/457/085457_hanrei.pdf（参照日：2016（平成28）年4月12日）より引用。
- 3) 川久保寛. 社会保障判例 遺族補償年金の支給と憲法14条1項. 季刊社会保障研究. 2014;50 (3) . p.358.
- 4) 菊池馨実. 遺族年金の男女格差は解消を. 週刊社会保障. 2014 ; 2766. p.33.
- 5) 立法事実の変化による違憲判断として、裁判所情報. 最高裁判例. 国籍確認請求事件平成20年6月4日最高裁判所大法廷判決破棄自判東京高等裁判所
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/416/036416_hanrei.pdf（参照日：2016（平成28）年5月26日）や婚外子相続分差別違憲訴訟・最高裁判所大法廷決定（2013（平成25）年9月4日）などがある。
- 6) 西村健一郎. 社会保障法入門[第2版]. 東京：有斐閣；2014. p.322.
- 7) 夏井高人. 遺族補償年金について男性配偶者のみ受給年齢制限を設けることの合憲性. 判例地方自治. 2014 ; 377. p.101.